

相続税の納税猶予に関する適格者証明願添付書類

	相続登記(前)	相続登記(後)	提出部数	備考
証明願	○	○	2部	
特例適用農地等の明細書	○	○	2部	
●土地登記簿謄本	○	○	1部	法務局岸和田支局
●遺産分割協議書	○		1部	
誓約書	○	○	1部	
特例適用農地の 図面(位置図)	○	○	1部	縮尺300～600分 の1程度
●特例適用農地の 公図	○	○	1部	法務局岸和田支局
●戸籍(原・現・除)	被相続人 相続人全員	被相続人 相続人(申請者)	1部	市民課 (市役所1階)
●住民票	相続人全員	相続人(申請者)	1部	市民課 (市役所1階)
相続人系統図	○		1部	
委任状	○	○	1部	代理人による 申請の場合
●固定資産評価証明	○	○	1部	税務課固定資産税係 (市役所1階)
●都市計画証明書 (生産緑地証明)	○	○	1部	都市づくり政策課 (市役所2階)



※相続登記について、手続き前の場合 と 完了している場合 で添付書類が異なります。

相続人が未成年者の場合

農地等の相続人に関する事項の「その他参考事項」の欄に保護者の住所・氏名・続柄を記入すること。

添付書類について

証明願に添付する書類については、発効日から3ヶ月以内のものとする。

●のついた書類は、写し可です。

戸籍について

相続税納税猶予に関する適格者証明願に添付する戸籍謄本については、被相続人の戸籍から現在戸籍までつながるよう添付すること。

(戸籍の改正や移動があった場合等は原戸籍・除籍も必要)